

国史跡・清戸迫横穴墓壁画の写真の使用に関するガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、双葉町が管理する国史跡・清戸迫横穴墓の壁画（以下、「壁画」という。）に関する写真の使用に対し必要な事項を定めるものとする。

(本件の写真の種類)

第2条 写真は以下の画像のものとする。



(申請書の提出)

第3条 使用者は、写真の使用を希望するときは清戸迫横穴壁画写真使用申請書（様式第1号。以下「使用申請書」という。）に必要書類を添えて、双葉町教育委員会教育長（以下、「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請書の提出を免除する。使用申請書の提出を免除する場合でも、使用者は第8条の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町が広報活動等に使用するとき。
- (2) 町立の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (3) 壁画の模写を使用するとき。
- (4) その他教育長が適当と認めたとき。

(使用を認める範囲)

第4条 壁画の写真等は、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものもしくはそのおそれがあると認められたとき。
- (2) 町又は壁画のイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (3) その他写真等の使用が適当でないとして教育長が認めたとき。

(使用承認)

第5条 教育長は、前条の規定により使用申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に壁画の写真を提供することで承認したものとする。

この場合において、教育長は書面で使用条件を付することができる。また、使用を承認しないときは、写真使用不承認決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（対象物）

第6条 写真の提供はデジタルデータ、プリントとする。

（提供の料金）

第7条 写真の提供は無料とする。

（提供条件）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請した使用目的のみに使用し、教育長が条件を付した場合にはそれに従うこと。
- (2) 写真等の二次加工等をしないこと。ただし、町教育委員会と協議を行い、事前に承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 提供を受けた写真を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 写真に「双葉町教育委員会提供」と記すなど、提供元を明記すること。ただし、町教育委員会と協議を行い、事前に承認を得た場合はこの限りではない。また、町および町教育機関が使用する場合はその限りではない。
- (5) 写真を使用した成果物の完成後は、当該成果物を1部町教育委員会へ送付すること。

（使用内容の変更）

第9条 使用者は、使用内容に変更が生じる場合には、速やかに写真使用内容変更届け出書（様式第3号）を教育長に提出するものとする。

（承認の取り消し）

第10条 教育長は、使用者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、承認を取り消すものとする。この場合において、教育長は、承認の取消し利用を付して、写真使用取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

- (1) このガイドラインの規定に違反していると認められるとき。
 - (2) 申請に虚偽または不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により承認を取り消されたものは、写真をいかなる場合でも使用してはならない。
- 3 第1項の規定により承認を取り消されたものは、教育長が写真を使用した成果物等の回収を求めたときは、速やかに当該成果物等を教育長へ提出しなければならない。

（責任の制限）

第11条 教育長は、前条の規定により承認の取消しをした場合において、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

2 教育長は、使用者が写真の使用によって、本人又は第三者に対して損害又は損失を与

えた場合でも、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、提供によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡、又は継承させてはならない。

(論争等の解決)

第13条 写真の使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者が使用者の責任と費用負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第14条 教育長は、使用者による写真の使用により町に損害が生じたときは、その損害の賠償を使用者に請求することができる。

(苦情等の処理)

第15条 使用者は、提供を受けた写真等を使用した成果物等に関して苦情があったときは、使用者の責任において必要な措置を講じるとともに、教育長にその旨を報告しなければならない。

(その他)

第16条 このガイドラインに定めのない事項又は疑義のある事項については、町教育委員会と協議するものとする。

2 このガイドラインに定めるもののほか、写真等の使用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。